

学校いじめ防止基本方針

学校法人 小出学園

小出美容専門学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子供の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子供の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細な事でも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動すべてにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという指導観に立ち指導育成することが重要になる。

本校では「人を思いやる心を持つ生徒の育成」を教育理念としており、様々な個性を持つ生徒が存在することを周知するために人権教育に取り組み、いじめは重大な人権侵害である認識のもとに、学校いじめ基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒に対して、他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間外れ、集団による無視
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌な事や恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

1. 名 称 いじめ防止対策委員会

2. 組 織 図

校 長

副校長

事務長

学年主任
生徒指導部

3. 役割

- ①学校のいじめ防止基本方針の策定
- ②いじめの未然防止
- ③いじめへの対応
- ④教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤年間計画の企画と実施
- ⑥年間計画進捗のチェック
- ⑦各取組の有効性の検証
- ⑧学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

小出美容専門学校 いじめ防止年間計画

	1年	2年	全体
4月	中学からの生徒情報 入学手続き時の情報集約 保護者生徒への 相談窓口の周知 保護者説明会	保護者生徒への 相談窓口の周知	いじめ防止対策委員会 会議
5月		保護者への説明	
7月	学校生活に対する アンケートの実施	学校生活に対する アンケートの実施	いじめ防止対策委員会 会議 アンケート結果集計 情報共有、対策
8月	夏季休暇中の状況の確認	夏季休暇中の状況の確認	
9月	個人面談	個人面談	
12月	学校生活に対する アンケートの実施	学校生活に対する アンケートの実施	いじめ防止対策委員会 会議
3月			いじめ防止対策委員会 会議

5. 取組状況の把握と検証

いじめ防止対策委員会は年4回上記の年間計画により開催

取組が計画的に進んでいるか、いじめ対処のうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直しなどを行う。

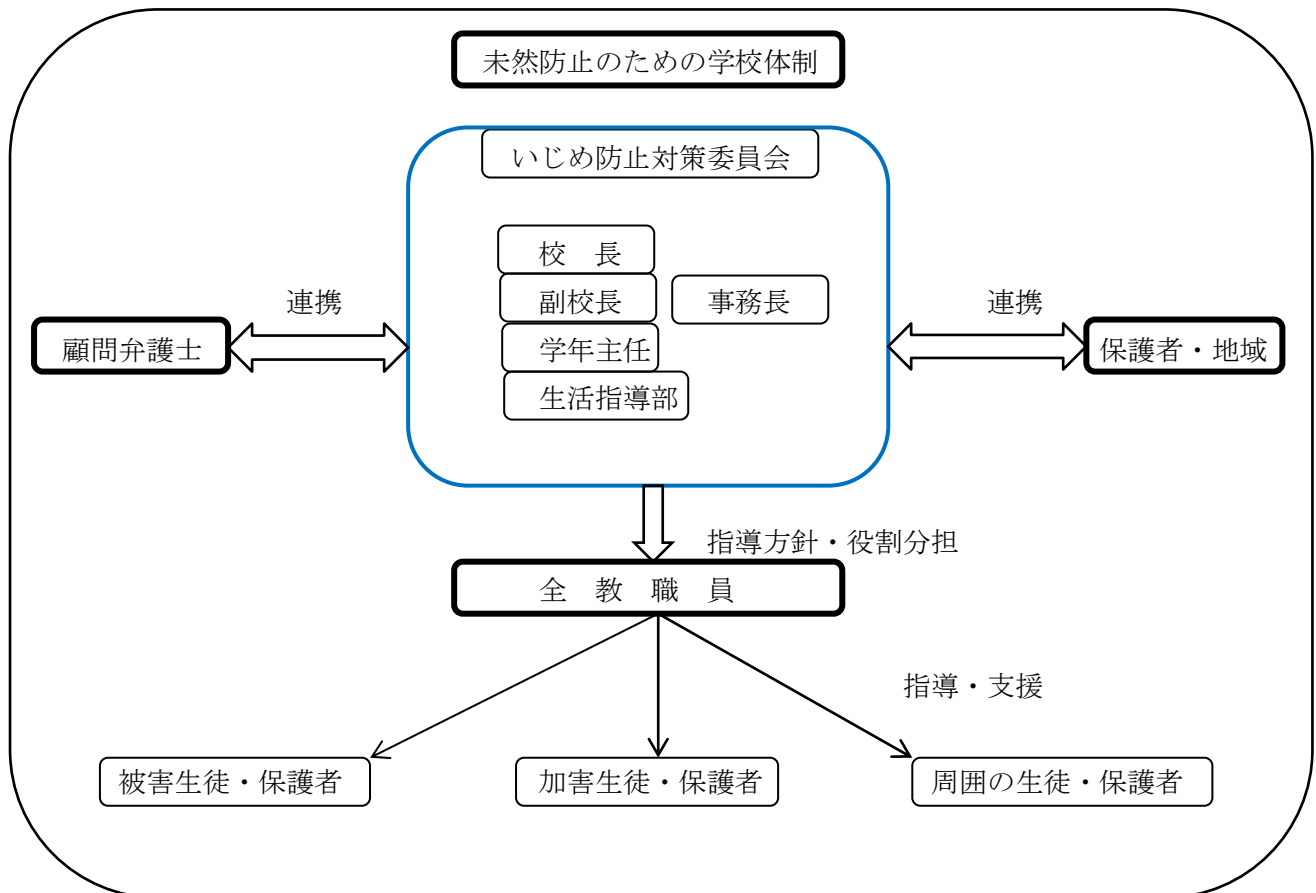
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権伸長を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基礎として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、】特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に生徒が、他社の痛みや感情を共感的に受容するための創造力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くために具体的なプログラムを作成する必要がある。そしてその取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団として質を高めていくことが必要である。

いじめ問題においては、未然に取り組むことが重要である。いじめは何時でも、誰にでも起こりうるという認識を教職員が共通認識する必要がある。



2 いじめ防止のための措置

1. 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議での周知を図る。
生徒に対しては、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的認識を共有するため朝礼やホームルーム活動においていじめ問題に触れ、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識を共有。
2. いじめに向かわない態度・能力の育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
そのために教職員が生徒に愛情を持ち、日々の学級活動を展開していくことが大切である。学校生活のあらゆる場面において個性の違いを認め合う仲間づくりができるよう、工夫が必要であり他者とのコミュニケーションが体験できるように機会を設ける必要がある。
3. 指導上の注意としては、教職員の言動に注意する必要がある何気ない言葉が生徒を傷つける、逆に常に声をかけることにより、認められたと生徒が安心する言葉が必要である。公開授業などを活用して教職員が互いに授業を見学しわかりやすい授業を行うよう取組み、生徒が積極的に参加できる学校行事を計画し交流することにより他者に役立っているとの認識をもち、認められているという意識の場を提供する。
ストレスに適切に対処できる力を育てる自身のストレスを友人や先生に相談できるコミュニケーション能力や人間関係の重要性を学ばせる。
教職員が互いにチェックして意見交換を行い全生徒の人間関係を把握する必要がある。
4. 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、生徒の人格を尊重し自分が必要とされていることが認識できる言葉をかけ、各行事を通じ成功体験から自己有用感、自己肯定感を育てることが重要である。
5. 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法を具体的な事例を基に紹介し、自分がどう感じるか、どんな行動をとるべきか、いじめに発展しないための方法を感がある機会を作ることが重要である。

第3章 早期発見

- 1 早期発見の基本は生徒の些細な変化にも気づき、気づいた情報を確実に全教職員で共有すること又その情報に基づき速やかに対応することが重要である。
 1. 事態把握として、定期的なアンケート学校生活について年2回実施個人面談を通して人間関係がどうなっているかを観察、悪ふざけ、遊びの延長のように見える行為についても情報を教職間で共有し、他の生徒にも個人的に意見を求める。
 2. 保護者との連携をつるためにも日頃から連絡を密にとり欠席等の連絡を通じ関係づくりに尽力する。
 3. 生徒保護者に対していじめ相談がしやすくて体制告知を常に行う、直接授業に係る先生に相談しにくいと考える保護者があることも認識し、副校長、事務長に相談できますよと周知する必要がある。
 4. 生徒の個人情報について、対外的な取り扱いについては個人情報保護法に沿って管理する。

第4章 いじめに対する対応

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導にあたることも再発防止に大切である。そしていじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような指導を継続的に行う必要がある。

具体的な生徒や保護者への対応については「いじめ対応の基本的な流れ」を参考にし外部機関とも連携して行うが、自称に関係した生徒同士が豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ情報、通報に対する対応

1. いじめの疑いがある場合、些細な兆候であってもいじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
2. いじめの相談や訴えがあった場合には、教職員が一人で抱え込まず、速やかにいじめ防止等の対策のための組織であるいじめ防止対策委員会の委員長に報告する。報告を受けた委員長は、委員会を招集するとともに、いじめられた生徒や、知らせてきた生徒の安全を確保するよう、登下校、授業中、休み時間等において見守る体制を整備する。

3 正確な実態把握の対応

1. 速やかにいじめを止めさせた上でいじめ防止対策委員会が中心となって、当事者双方、周りの関係生徒から事実関係の聴取を行い、いじめの事実の有無を確認する。
2. 事実関係の聴取においては、ひとつの事象にとらわれず、いじめ全体像を捉え、関係教職員との情報を共有しながら正確に把握する。又いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

4 指導体制について

1. いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け当該生徒の安心・安全、健全な人格発達に配慮する。又、指導に当たり学校はすべての教職委員の共通理解を図り連携し組織的にいじめをやめさせ、再発防止する措置をとる。
2. 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が私学大学課に報告し相談する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し対応方針を検討する。尚、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じる恐れのある時は、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

5 保護者との連携

1. 被害・加害の保護者への連絡は、家庭訪問等により直接会って事実関係と今後の対策を丁寧に説明する。
2. 今後の対策については保護者と連携し協力を求めるとともに継続的な助言を行う。

6 生徒への指導・支援

1. いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。
2. いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ自らの行為の責任を自覚させる。そしていじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格発達に配慮する。
3. 「観衆」として同調したりはやし立てたりしていた生徒や、「傍観者」として見て見ぬふりをしてきた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけではなく、孤独感、孤立感を強める存在であることを理解させるよう指導する。また、観衆、傍観者の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安をもっていることも考えられるので、すべての教職員が「いじめは絶対許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

7 今後の対応

1. いじめが認知された際、いじめ被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校全体の課題そしてとらえ、全ての生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう、生徒に対して教職員が支援に努める。
2. いじめに関わった生徒の指導を通して、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒個人が「自分自身の力で問題を解決していくことができる能力を獲得すること」を図る。
3. 全ての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任は生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営する。又運動会や合宿、校外学習を生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会としてとらえ、生徒が意見の異なる他社とも良好な人間関係を作っていくことができるように適切に生徒を支援する。

8 ネット上のいじめへの対応

1. ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題箇所を確認し、その箇所を印刷、保存するとともに、委員会において対応協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒被害にあった場合はケア等必要な処置を講ずる。
2. 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の移行を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。又書き込み削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察等、がオブ機関と連携して対応する。
3. また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。